

令和2年第2回（4月）臨時会

東伊豆町議会議録

令和2年 4月14日 開会

令和2年 4月14日 閉会

東伊豆町議会

令和2年第2回東伊豆町議会臨時会会議録目次

第1号（4月14日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○町長挨拶	3
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例等の一部を改正する条例）	6
○専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町 一般会計補正予算（第1号））	9
○議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例に ついて	14
○議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）	15
○報告第1号 令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	17
○報告第2号 令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告につ いて	19
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

令和2年第2回東伊豆町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和2年4月14日（火）午前10時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 5 議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 報告第 1号 令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 報告第 2号 令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
-

出席議員（12名）

1番	楠山節雄君	2番	笠井政明君
3番	稲葉義仁君	5番	栗原京子君
6番	西塚孝男君	7番	須佐衛君
8番	村木脩君	10番	内山愼一君
11番	藤井廣明君	12番	鈴木勉君
13番	定居利子君	14番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 太田長八君 副町長 鈴木利昌君

教 育 長	黒 田 種 樹 君	総 務 課 長	村 木 善 幸 君
企画調整課長	森 田 七 徳 君	税 務 課 長	福 岡 俊 裕 君
住民福祉課長	村 上 則 将 君	住 民 福 祉 課 事 参	木 田 尚 宏 君
健康づくり課長	鈴 木 嘉 久 君	健康づくり課事参	齋 藤 和 也 君
農林水産課長	桑 原 建 美 君	観 光 商 工 課 長	山 田 義 則 君
建 設 課 長	齋 藤 匠 君	防 災 課 長	竹 内 茂 君
会計課長兼 会計管理	正 木 三 郎 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	梅 原 巧 君
水 道 課 長	鈴 木 貞 雄 君	水 道 課 参 事	前 田 浩 之 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	国 持 健 一 君	書 記	吉 田 瑞 樹 君
--------	-----------	-----	-----------

開会 午前10時30分

◎開会の宣告

○議長（村木 脩君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。当局側から説明員の配置の変更申し出があり、これを許可しました。変更後の議場配置図も議案と共にお配りしてございますので、御確認ねがいます。

また、4月1日付の人事異動にて役職名が変わりました管理職の方々の御紹介をいたします。管理職の皆さんは名前を呼びますので、御起立ください。総務課長、村木善幸君、企画調整課長、森田七徳君、観光商工課長、山田義則君、農林水産課長、桑原建美君、議会事務局長、国持健一君、以上でございます。

それでは、改めまして、皆様おはようございます。

令和2年東伊豆町議会第2回臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私共にお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会には、専決処分に関する承認案、条例の一部改正案、補正予算及び報告がそれぞれ上程されております。議員各位におかれましては、円滑に議事を進行されますようお願い申し上げます。開会の挨拶とします。

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和2年東伊豆町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会します。

◎町長挨拶

○議長（村木 脩君） 町長より挨拶をいたします。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回臨時会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては何かと御多用中にも関わらず御出席を賜り厚く御礼申し上げます。

新しい年度がスタートしたばかりでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大により

まして日本政府は7都府県を対象といたしまして、緊急事態宣言を発令いたしました。

当町においては、緊急事態宣言が発令された4月7日に対策本部を設置し、関係する情報を収集し、町民の皆様には情報提供を行い、予防・蔓延防止さらには地域経済の安定を図っていくための体制を整えたところでございます。

このような状況の下での学校の対応ですが、7日には松崎町での感染者が確認されたことを受け、当町においても、町立幼稚園、小学校、中学校を9日から22日までの2週間、休園、休校とする措置を取りました。

幼稚園、小中学校に通うお子様とその御家族の方には大変御苦勞をおかけする事態となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、御理解、御協力をお願いいたします。

また、感染防止のマスクが不足したことから、4月7日に東伊豆町ボランティア協議会会員の小物づくりの会より町内の子供たちへと手作りマスク420枚の寄贈を受けました。昨今の新型コロナウイルス関係で感染症対策に苦慮していた教育施設にとって願ってもない贈物であり、心より感謝申し上げます。寄贈いただいた手作りマスクは、当日に町内の両小学校に届けましたので、有効に活用させていただきます。

次に、観光商工関係における感染症の影響ですが、3月末まで開催しておりました第23回雛のつるし飾りまつりは、来場者数が4万8,946人となり前年と比較いたしまして2万9,150人、37.3%の大幅な減少となりました。

当イベントには、大きな影響がある河津桜まつりの来場者が感染症の関係で大きく落ち込み、またバスを中心とした団体客やインバウンドの旅行客が極端に少なかったこと。さらに桜の開花が例年以上に早く後半の入り込み客が必然的に少なくなったことが大きな大幅な減の要因として思われます。

また、雛のつるし飾りまつりの時期に合わせ、1月25日から4月まで運航された東海汽船の稲取大島航路ですが、利用者は延べ2,449人で、前年対比でマイナス65.5%、4,647名の記録的な減少となりました。

町内の宿泊関係でございますが、1月から6月までの宿泊キャンセルは合わせて9万3,944名を数え、事態の深刻さを表すこととなっております。4月に入り休業する旅館やまた規模を縮小した上で営業を続けている旅館も増えてきておりますが、緊急事態宣言が発令されたことにより、首都圏からの人の流れが完全に止まってしまい、多くの宿泊施設で収益の根幹である宿泊客の呼び込みができない状況となっており、我が町の基幹産業であるこの

観光業者やそれを支える商工業者の経営環境のさらなる悪化が大変心配されるところであります。

当面の資金繰りや雇用を安定させ需要の落ち込みを最小限に抑えつつ、旅館や店舗の維持に努めなければならない状況となっております。

このため、感染症の影響により売上高の減少が見込まれる中小企業者を対象とする経済変動対策貸付けへの利子補給を早急に実施する必要性が生じたため、令和2年度一般会計補正予算（第1号）を4月1日に専決させていただきました。本臨時会におきまして、承認を求めらるるものでございます。

また、感染症対策事業費を主な内容とする一般会計補正予算（第2号）を編成いたしましたので、御審議をいただきたいと思っております。加えまして、条例の一部改正に関わる専決処分承認案件、条例の一部改正案件、報告案件を上程しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

町民の皆様並びに議員各位におかれましては、この新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、引き続き、手洗い、せきのエチケットの徹底をお願いすると共に換気の悪い「密閉空間」、多数の人が集まります「密集場所」、間近で会話や声を出す「密接場所」の3つの密の条件が重なる環境を避けていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げまして開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（村木 脩君） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（村木 脩君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村木 脩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番、稲葉議員、5番、栗原議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村木 脩君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

◎日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（村木 脩君） 日程第3 専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

令和2年度の税制改正によりまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付にて専決処分をさせていただきます。

たので、同条第3項の規定によりまして、これを報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） それでは、ただいま提案されました専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方税法等の一部を改正する法律では、個人住民税関係及び固定資産税関係を中心に、それぞれ制度の一部が見直されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例等の条文整備を図る内容でございます。

主な内容を資料により、説明させていただきます。

お手元の専決承認第1号資料を御覧ください。

1点目、個人住民税関係では、①として未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しにより、婚姻歴の有無や性別に関わらず生計を一にする前年の総所得金額等が48万円以下の子を有する単身者について、同一の控除、控除額30万円が適用されます。

次に、②として、個人住民税の人的非課税措置の見直しにより現行の寡婦等に対する個人住民税の人的非課税措置が見直され、前年の合計所得金額135万円以下の独り親及び寡婦を対象とする措置が講じられます。

次に2点目、固定資産税関係では、①として現に所有しているもの、相続人等の申告の制度化が図られ登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がなされるまでの間における現所有者相続人等に対し、条例で定めるところにより氏名住所等必要な事項を申告させることができることとなります。同制度は令和2年4月1日以降に現所有者であることが分かったものについて適用されます。

次に、②として、使用者を所有者とみなす制度の拡大が図られ、住民票、戸籍等の公簿上の調査使用者と思われるものやその他関係者への質問等の調査を尽くしてもなお固定資産税の所有者が1人も明らかにならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとなります。

同制度は、令和3年度分以後の固定資産税について適用されます。

3点目、その他として、連結納税制度の見直しに係る所要の措置。

②低未利用土地の活用促進に係る特別控除の創設及び③軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しなどの措置が講じられます。

また、④地方税法の改正を受け、同法との整合性を保つための条文整備及び皆減の対応を図ります。

最後に、施行期日につきましては令和2年4月1日から施行します。

ただし、個人住民税関係の規定の一部は令和3年1月1日から、法人住民税関係の規定の一部は令和4年4月1日から、固定資産税関係の規定の一部は令和2年4月1日及び令和3年1月1日から、町たばこ税関係の規定の一部は令和2年10月1日及び令和3年10月1日から施行するというので、以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません。個人住民税の関係で教えていただきたいですけれども、①のほうの子供が所得48万円以下という規定はありますけれども、寡婦の方の所得制限みたいなものというのは、これは適用されないということで、住民税のほうは135万円以下というふうとうたわれていますけれども、所得税のほうについては、その辺お願いします。

○議長（村木 脩君） 税務課長。

○税務課長（福岡俊裕君） ただいまの質問でございますが、所得制限につきましては、前年の所得金額が500万円以下、収入金額で678万円となっております。

以上でございます。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度
東伊豆町一般会計補正予算（第1号））

○議長（村木 脩君） 日程第4 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました専決承認第2号 専決処分の承認を求め
ることについて、提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の
規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

この専決処分につきましては、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、町内事業者
対して利子補給を早急に実施する必要性が生じたため、令和2年度東伊豆町一般会計補正予算
（第1号）を処分したものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいた
します。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求め
ることについての令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号）について、概要を御説明
いたします。

令和2年度東伊豆町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,600万円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳
出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目ふるさと納税基金繰入金、補正前の金額に3,600万円を追加し、1億3,005万5,000円といたします。1節、細節1ふるさと納税基金繰入金3,600万円の増は、この後、歳出で御説明いたします。利子補給の財源として、全額ふるさと納税基金を活用するものであります。

8ページ、9ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

6款1項商工費、2目商工振興費、補正前の金額に3,600万円を追加し、5,958万7,000円といたします。

事業コード2、中小企業金融対策事業、18節負担金補助及び交付金、細節2経済変動対策資金利子補給補助金3,600万円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りが悪化した町内事業者に対して3年間、県と共同で利子補給を実施するものであります。

恐れ入りますが、3ページへお戻りください。

第2表債務負担行為補正であります。経済変動対策資金利子補給補助金を追加するものであります。

恐れ入りますが、4ページ、5ページを御覧願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず歳入ですが、補正前の額52億5,000万円に3,600万円を追加し、52億8,600万円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額52億5,000万円に3,600万円を追加し、52億8,600万円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、全額その他財源といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 基本的にこれは賛成なんですけれども、この事業について、広報ということではどういうふうに広報活動をされていますか。

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） 広報につきましては、各銀行融資窓口その銀行及び商工会のほうで窓口になりまして、各企業のそういう融資相談等を行う上でその事業体等が広報しております。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 全体としてまだ知られていないという部分があるのではないかなというふうに思っています。というのは、個人事業者ということで対応になっていますよね、県のほうも。そういう面からすると、町のほうでホームページには載っているというふうには思いますけれども。やっぱり、まだ先ほどの御説明でありましたので言うと、まだ実際の申込み等は町の当初予定しているよりもまだ少ないのではないかなと。そういう点で言うと、まだこういう制度自体の対象ということが知られていないということもあるのではないかなと思うんですが、この点もう少ししっかりと、というのは、マスコミもそうだったし、僕らもやるということだって具体的にこういう制度をこうつくったという御説明というのは先ほどはっきり聞いたという感じで思っております、全体として広報は足りていないのではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 基本的には町のホームページでやったのが……そういう中で一般の個人事業者にという中で、町は商工会を通じてやっております。今言ったように、啓蒙が少ないというのならまたさらに商工会に対して啓蒙活動をさらにやってくれと。また、銀行関係にはもう銀行のほうやっておりますので、そういう中で、また、より一層この制度を一般の町民に知らしめるような方向でまたやっていきたい。山田議員がそのようなことを感じられるというならば、さらに、またもっと徹底したほうがいいのかと考えておりますもんで、これを機にまたもう一度商工会、いろいろなところにまた発信していきたい。そう考えておりますので、よろしく願いいたしたしたいと。以上です。

○議長（村木 脩君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 町長、町内の事業者イコール商工会の会員ではないんだと思うんです。だから、その商工会商工会と言われても、商工会がカバーできる部分とやっぱりカバーできていない部分がやっぱりあるのではないかな。実際商工会に入っていないなくても事業活動自身はできるので、そういう方たちもいらっしゃるわけです。当然、先ほど全協で町長言われたように、観光商工課がいろいろな相談の窓口となるということなので、そういうことを含めてしっかりとPRやって、せっかくなつくった制度ですから。よく知っていただいた上で

当然活用するしないという判断は経営的にはあるでしょうけれども。まず、せっかくやっていることですから。しっかりとやっぱり広報をして徹底していただきたいと思います。

○議長（村木 脩君） 答弁は。

○14番（山田直志君） いいです。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） すみません。ちょっと内容を教えていただきたいですけれども、融資残高に対する利子の1.4%以内ということですが、この経済変動対策については、事業者全部一律の利率で借入れをしているのか。この1.4%以内ということになると、その事業者によってこの数字が変わってくる内容になってくるのか。それと、あと県との共同というお話をいただいたですけれども、例えば町が何パーセント負担をして県が何パーセント負担をするとかという、そういう決まりがあるのかどうか。ちょっと教えていただきたいです。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） 詳しくは担当で。一応これは借りる方は一切利子は負担しません。そういう中で町に1.3%になっているとか言いますが、これは全て町が負担いたしますもので、その辺は借りる企業に対しましては負担はありませんもので、その利子に関しては一切事業者は負担しませんもので、その点は大分楽だと思ふ。その県との関係はあとは担当課の……

○議長（村木 脩君） 観光商工課長。

○観光商工課長（山田義則君） この県の経済変動の対策については4つございます。それによって、1.3、1.4という形で分かれております。県が融資する利子補給率は0.67となっております。これは4つとも同じでございます。町のほうは先ほど申しましたとおり、1.4と1.3という形になっております。これにつきましては、目的としては新型コロナウイルスの感染症によって売上の減少とかあと資金繰りが苦しくなったと。こういう悪影響が出ている中小企業とか小規模の事業者に対して貸付けるものでありまして、売上高のその前年の対比が15%、20%落ちたとか、そういうことの要件の中でいろいろ変わってくるということで御理解いただきたいです。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） この対象については、融資の内容合致したものについて該当してくる

ということですがけれども、町長言われたように、確認ですがけれども、そうすると、借入れをしている事業者については、負担は一切ないということによろしいですか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） そういうふうを考えてもらって、ただ、ちょっとただ期間ですが、一応町としては3年間、やっぱりこれも見ないと大変でございますので、基本的には3年間の利子補給するという中で一切利子に関しましては、事業者はかからないです。そう御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） 1番、楠山議員。

○1番（楠山節雄君） 町も本当に大変厳しい情勢の中から3年間という決断をしたものと思いますけれども、これからのちょっと状況によって、また、この辺のものがやっぱり変わってくるのかな。延長があり得るのかなというふうな思いもしていますけれども、町長その辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（村木 脩君） 町長。

○町長（太田長八君） とにかくこれから状況が変わってくると思います。そういう中で先ほど全協で町財政状況大変厳しいもので、一切町独自のやらないと。しかし一応こういう経済状況の中で、経済支援となれば、また国のほうが臨時交付金をまた1兆円用意している、閣議であったように言っております。そういうことで、財源と余裕ができましたら、それをまた延長する可能性もありますけれども、今現状の中では3年間という中で、そういう気持ちはやるということのはっきり言えませんもので、そういう気持ちはありますよというだけは御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（村木 脩君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○議長（村木 脩君） これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(村木 脩君) 日程第5 議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

引用する法令の改正に伴い、当該条例の条文の整理を行う必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

当該条例の条文中に引用する「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、通称も「情報通信技術利用法」から「情報通信技術活用法」に改められました。

また、同法に条が追加されたことから、同法を引用する当該条例第6条第2項及び第10条第2号の引用法令の題名、通称及び条の追加に伴う条の繰り下げを行うものでございます。

施行日につきましては公布の日から施行するというもので、簡単ではございますが、議案の説明とさせていただきます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第32号 東伊豆町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)

○議長(村木 脩君) 日程第6 議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に535万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を52億9,135万8,000円とするものであります。

補正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策として医薬材料費の購入や稲取中学校における消火栓配管改修工事について緊急に実施する必要が発生したため、増額措置とするものであります。

歳入では、全額財政調整基金からの繰入れ措置をさせていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） 総務課長。

○総務課長（村木善幸君） ただいま提案されました議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について、概要を御説明いたします。

令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ535万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億9,135万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

2、歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、2目財政調整基金繰入金、補正前の金額に535万8,000円を追加し、2億4,135万8,000円といたします。1節、細節1財政調整基金繰入金535万8,000円の増は、今回の補正における歳入歳出予算調整後の不足額を補填措置した内容であります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3、歳出について御説明いたします。

8款1項消防費、2目非常備消防費、補正前の金額に96万円を追加し、4,410万7,000円といたします。

事業コード1、非常備消防事務事業、18節負担金補助及び交付金、細節1消防団員退職報償金掛金96万円の増につきましては、基準日が前年10月1日となることが判明したため、増額措置が必要となりました。

4目防災対策費、補正前の金額に119万8,000円を追加し、1億8,291万4,000円といたします。

事業コード6、行政無線等非常通信設備維持管理事業、12節委託料、細節2電気保安管理委託料38万9,000円の増につきましては、職員退職により保安管理委託料が必要となりましたので増額措置いたします。

事業コード14、感染症対策事業、10節需用費、細節1消耗品及び細節7、医薬材料費計80万9,000円の増につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として防護服、マスク、消毒薬を購入するものであります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正前の金額に320万円を追加し、3,500万

2,000円といたします。

事業コード5、稲取中学校施設維持管理事業、14節工事請負費、細節1消火栓配管改修工事320万円の増につきましては、早急に改修工事が必要となったため増額措置するものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書で、ただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、補正前の額52億8,600万円に535万8,000円を追加し、52億9,135万8,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額52億8,600万円に535万8,000円を追加し、52億9,135万8,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源は一般財源を535万8,000円といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第33号 令和2年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 報告第1号 令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（村木 脩君） 日程第7 報告第1号 令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越

計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 太田長八君登壇)

○町長(太田長八君) ただいま上程されました報告第1号 令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地域公共交通対策事業、農業振興事業、道路新設改良事業、各小中学校教育振興事業及び農業・林業用施設災害復旧事業、計9事業の総額2億8,900万4,000円のうち、全額を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調整し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(村木 脩君) 総務課長。

○総務課長(村木善幸君) ただいま提案されました報告第1号 令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明させていただきます。

本件につきましては、令和元年東伊豆町議会3月定例会において、東伊豆町一般会計補正予算により繰越明許費の設定を御承認いただきました9事業につきまして、それぞれの繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。内容につきましては、令和元年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しております。

地域公共交通対策事業では、鉄道施設老朽化対策事業補助金が83万円、農業振興事業では、経営体育成支援事業補助金が786万2,000円、道路新設改良事業では、湯ノ沢草崎線のり面対策工事が4,800万円、各小学校中学校教育振興事業では、通信ネットワーク整備委託料及びICT環境整備事業備品として計6,800万円、農業及び林業用施設災害復旧事業では、昨年の台風15号により被災したワサビ田や林道等の災害復旧工事、計1億6,433万2,000円、計9事業合計で2億8,902万4,000円を令和2年度へ繰り越すものであります。

以上、簡単ではありますが、概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(村木 脩君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村木 脩君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第8 報告第2号 令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

○議長（村木 脩君） 日程第8 報告第2号 令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 太田長八君登壇）

○町長（太田長八君） ただいま上程されました報告第2号 令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和元年度の浄水場災害復旧事業及び取水場災害復旧事業の予算額550万円全額を令和2年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を調製し、ここに報告するものであります。

詳細につきましては、水道課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） 水道課長。

○水道課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました報告第2号 令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

本件事故繰越の理由についてですが、県発注の災害復旧工事と並行して行う町施工の災害復旧事業について、施工時期の調整に不測の期間を要したため、令和元年度東伊豆町水道事業会計予算繰越計算書に記載のとおり、浄水場災害復旧事業の予算額300万円及び取水場災害復旧事業の予算額250万円、計550万円を令和2年度へ繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものであります。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（村木 脩君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村木 脩君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（村木 脩君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和2年東伊豆町議会第2回臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時12分